

①

退職給与引当金の益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十一(三) 平十五・三・三十一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正事業年度 (平成15年3月31日以後最初に終了するもの)		・ ・	改正事業年度終了の時にける 資本の金額又は出資金額	円	
当期取崩額 に係る取崩不足額 又は取崩超過額 の計算	当期取崩額	1	期首現在額	15	
	同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額	2	当期取崩(1)	16	
	基準退職給与引当金	改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額	3	組織再編成により移転をした金額	17
		組織再編成に伴う退職給与引当金勘定の金額の調整額	4	組織再編成により移転を受けた金額	18
		計 (3) + (4)	5	差引期末現在額 (15) - (16) - (17) + (18)	19
	要取崩額又は取崩超過額の計算	当期に取り崩すべき金額 (5) × $\frac{1}{120}$ 又は (5) × $\frac{1}{10}$ × $\frac{1}{12}$	6	同上のうち前期までに益金の額に算入された金額	20
		当期に組織再編成を行った場合の調整額	7	前期までに損金の額に算入された取崩超過額 (当期の別表五(一)又は別表五の二(一)付表の期首現在の取崩超過額に相当する金額)	21
		計 (6) + (7)	8	当期の取崩不足額 (9)	22
	取崩不足額の計算	取崩不足額 (8) - ((1) - (2)) (マイナスの場合は0)	9	当期の取崩超過額 (10)	23
		取崩超過額 ((1) - (2)) - (8) (マイナスの場合は0)	10	差引退職給与引当金 (19) - (20) + (21) - (22) + (23)	24
	要支給額基準による計算	差引退職給与引当金 (24)	11	上記のうち事業主が支給する期末退職給与の額を超える部分の金額 (13)	25
		当期末退職給与の要支給額のうち事業主が支給する部分の金額	12	期末退職給与引当金 (24) - (25)	26
		事業主が支給する部分の金額を超える金額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	組織再編成を行った日	・ ・
	差引取崩不足額又は取崩超過額 (9) + (13) 又は (13) - (10)	14		退職年金制度等への移行年度	・ ・

別表十一（三）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）（以下「平成14年改正法」といいます。）附則第8条（第1項を除く。）（退職給与引当金に関する経過措置）の規定により、平成15年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において、退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額2」には、当期において前期以前に生じた退職給与引当金繰入限度超過額を取り崩したような場合に、その取り崩した金額を記載します。

3 「改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額3」欄は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）（以下「平成14年改正令」といいます。）附則第5条第3項（退職給与引当金に関する経過措置）に規定する改正事業年度（平成15年3月31日以後最初に終了する事業年度又は連結事業年度をいいます。）開始の時に有する同項に規定する改正時の退職給与引当金勘定の金額を記載します。

4 組織再編成（合併、分割、現物出資又は事後設立をいい、平成14年改正法の施行日（平成14年8月1日）以後に行ったものに限り）を行った場合における「組織再編成に伴う退職給与引当金勘定の金額の調整額4」、「当期に組織再編成を行った場合の調整額7」及び「期首現在額15」の各欄は、その組織再編成ごとに、次の表の区分に応じそれぞれ次のとおり記載します。

この場合には、これらの欄に記載する金額の計算に関する明細をその組織再編成ごとに別紙に記載して添付してください。

5 「当期に取り崩すべき金額(5)× $\frac{1}{120}$ 又は(5)× $\frac{1}{10}$ × $\frac{1}{12}$ 」

欄は、法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 「改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額」欄の金額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社

「(5)× $\frac{1}{120}$ 又は」を消し、「 $\frac{1}{10}$ 」には、平成14年改正法附則第8条第2項の表の2号の下欄に掲げる数

を、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子の空欄には当該事業年度又は連結事業年度の月数を記載します。

(2) (1)以外の法人

「又は(5)× $\frac{1}{10}$ × $\frac{1}{12}$ 」を消し、「 $\frac{1}{120}$ 」の分子の空欄には当該事業年度又は連結事業年度の月数を記載します

(注) (1)及び(2)の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。

6 「11」から「13」までの各欄は、法人が退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等を締結している場合若しくは締結していた場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している場合において、平成14年改正令附則第5条第10項第2号又は第3号の規定により平成14年改正法附則第8条第3項の規定の適用がないものとされるときには、記載しないでください。

区 分		事業年度	記載欄及び記載内容	
合併・分割型分割	合併法人・分割承継法人	合併等の日の属する事業年度	(4)欄	記載しません。
			(7)欄	その合併等により移転を受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該合併等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
	分割法人	合併等の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄	その合併等により移転を受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
			(7)欄	記載しません。
分社型分割・現物出資・事後設立	分割承継法人・被現物出資法人・被事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	(4)欄	記載しません。
			(7)欄	その分社型分割等により移転を受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該分社型分割等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
	分割法人・現物出資法人又は事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄	その分社型分割等により移転を受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
			(7)欄	記載しません。
	分割法人・現物出資法人又は事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	(15)欄	改正事業年度に期中退職給与引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。
			(4)欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
		分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	(7)欄	その分社型分割等により移転をした使用人に係る退職給与引当金勘定の金額のうち、その事業年度開始の日から当該分社型分割等の日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
			(4)欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
			(7)欄	記載しません。